

令和6年度

妙高市医師養成修学資金
募集要項

 新潟県妙高市

目 的

妙高市医師養成修学資金貸与制度は、妙高市における地域医療の担い手として、市内の医療機関において医師業務に従事しようとする意欲ある医学生に対して、妙高市が修学資金を貸与するものです。

貸与額・採用人数・応募資格

1. 貸与月額

月額30万円（上限）

2. 採用予定人数

若干名

3. 貸与期間

貸与決定の月から卒業の月まで（正規の修業年限に限る）

4. 応募資格

次の要件を全て満たす方を募集します。

なお、妙高市では、従事必要期間の終了後も当市にとどまり、長年に渡り市内で常勤医師として従事される方を求めていることから、原則、30歳までの方を募集対象とします。

- ①大学（国公立は不問。ただし、自治医科大学を除く）において医学を履修する過程に入学する新入生もしくは在学生の方
- ②将来、妙高市内の医療機関で、内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科の医師（病院等の常時勤務医師または開業医）として、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間を継続して従事する意思を有している方

留意事項…※出身地は問いません。

※大学院に在学中の院生は対象になりません。

※申請にあたっては、世帯所得に上限はありません。

※他の自治体等から就業義務の伴う奨学金等の給付を受けている方または受ける予定の方は対象になりません。

募集期間

1. 募集期間

令和6年4月から貸与開始を希望する方を募集します。

募集期間…令和6年2月1日（木）～令和6年3月22日（金）

※合格発表日や入学手続きの都合により、募集期間内に申請書類を準備できない方は、予めご相談ください。

お願い：貸与を希望する方は、貸与申請書を提出する前に、必ず電話で下記問合せ先へご連絡いただきますようお願いいたします。

妙高市健康保険課 国保・医療年金グループ 電話 0255-74-0056（直通）

応募方法

1. 申請書類

次の書類を、妙高市役所健康保険課 国保・医療年金グループに持参するか、書留郵便により提出してください。

なお、貸与申請書等の様式は、妙高市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/2484.html>

また、住民票や印鑑証明書、所得証明書等は、発行後3か月以内のものを添付してください。



こちらからアクセスできます

(1) 貸与申請書（別記様式第1号）

住所については、現在の住民登録地を記入してください。

なお、実際に住んでいるところに住民票を移していない方は、居所がどこかもわかるように括弧書きで記載してください。

添付書類…①本籍の記載のある申請者の住民票（妙高市内に住所を有している場合は省略可）

②生計を一にする家族又はこれに代わって家計を支えている方の所得証明書

③新入生 … 入学許可書（又は合格通知書）のコピー

※入学後、改めて在学証明書を提出してもらいます。

在学学生 … 申請時点での在学証明書（大学の名称、所在地、在籍する学部学科・学年がわかるもの）

※進級後、改めて在学証明書を提出してもらいます。

④履歴書（貸与申請する初めての年度のみ提出。市販の履歴書でも可）

(2) 誓約書（別記様式第1号の別紙）

添付書類…①連帯保証人の「印鑑証明書」

②連帯保証人の「所得証明書」及び「市町村に納めた全税目の納税証明書」
いずれも直近年度のものをご用意ください。

留意事項…※提出された書類は、本制度以外の用途には使用いたしません。

※不貸与決定になった場合でも、提出された書類は返却しません。

※年単位で貸与決定するため、在学中は毎年度、貸与申請書を提出していただきます。

2. 連帯保証人（2人必要です）

- ・原則として、連帯保証人のうち1人目については、申請者が未成年の場合は保護者（または法定代理人）とし、成年者の場合は父母兄弟など3親等以内としてください。
- ・連帯保証人の2人目は、近しい親族でも構いませんが1人目とは別世帯の方とし、独立して生計を営む方としてください。
- ・連帯保証人はそれぞれ、修学資金の債務を弁済する能力を有する方としてください。

3. 選考方法及び通知

- ・選考は、書類審査と面接によりそれぞれ行います。
- 選考結果は、貸与決定通知書（または不貸与決定通知書）を郵送し、ご連絡します。
- ・貸与決定後、貸与契約書を市・貸与決定者・連帯保証人2名の4者で作成します。

4. 申請にあたっての留意事項

- ・貸与決定後、貸与決定者の大学名を公表する場合があります。
- また、在学中に市内病院の見学機会の提供を予定しています。

修学資金の返還の全額免除の要件など

※一部免除の要件については後段をご覧ください

次の要件を全て満たしたときは、貸与した修学資金の返済債務を全額免除します。

1. 医師免許

- ・大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。

2. 勤務する医療機関や診療科

- ・臨床研修を終了し一般診療ができるようになってから、内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科のいずれかの診療科医師として、市内病院や市内診療所に常時勤務するか、開業医として従事すること。

(何年間か市内医療機関で勤務し、その後に妙高市内で開業独立するケースも可)

3. 従事開始の猶予

- ・臨床研修を修了後、専門医研修を履修したり、大学医局から指示された病院で勤務せざるを得ない場合等は、5年を限度として市内医療機関での従事開始を猶予します。

4. 従事必要期間

- ・貸与期間の1.5倍に相当する期間を継続して従事すること

5. 本人の死亡等

- ・市内医療機関の在職中に、死亡または職務に起因する心身の故障のため解雇（開業医においては閉院）されたとき全額免除します。

貸与の取消し、停止または保留など

※貸与された者を修学生と表現しています。

1. 貸与の取消し

在学中に、次のいずれかに該当したときは貸与を取り消します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学生自身が修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったなど修学生として適当でないと認められるとき。

2. 貸与の停止

修学生が、休学したとき、停学の処分を受けたとき、留年したときは、これに該当する期間の月分は貸与しません。

3. 貸与の保留

正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、貸与を一時保留します。

修学資金の返還

1. 返還しなければならない場合（全額返還 ※利子含む）

次のいずれかに該当したときは、貸与された修学資金に返還利息を付して、その事由が生じた日から24か月以内に、一括または分割で返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 医療機関で診療に従事することが可能になってから、5年を経過しても市内の医療機関において、内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科の常時勤務医師等として従事しなかったとき。
- (3) 市内医療機関での在職期間が、従事必要期間（貸与期間の1.5倍）に満たなかったとき。（※在職期間中の死亡または職務に起因する心身の故障は除く）
- (4) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。

2. 返還利息

返還利息は、各月の貸与額に、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。

3. 延滞利息

正当な理由がなく、修学資金（返還利息含む）を定める期限までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で算定した延滞利息を課します。

4. 返還の裁量免除（一部免除）

次のいずれかに該当したときは、貸与された修学資金の返還債務（返還利息含む）が一部免除される場合があります。

- (1) 在職期間が36か月に達したとき。
＜一部免除額の計算式＞
$$\text{返還債務の総額} \times (\text{在職期間} / \text{従事必要年限}) = \text{一部免除額}$$
- (2) 市内医療機関に従事する前に死亡したときや、心身の故障により返還が困難になったとき。

申請書提出先・問合せ先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市役所健康保険課 国保・医療年金グループ

直通電話番号：0255-74-0056

代表電話番号：0255-72-5111（内線2132）

FAX番号：0255-72-7659

メールアドレス：kenkohoken@city.myoko.niigata.jp